

中小漁業融資保証制度の運営について

(44.8.12—44水漁第6080号)
(水産庁長官発、各協会理事長あて)

最近における中小漁業者等の資金需要に即応して、中小漁業融資保証制度の円滑な運営を図るとともに、あわせて新たに創設された漁業近代化資金融通制度についても、その融資の円滑化を図るため、漁業信用基金協会の定款(例)(以下「定款

例」という。)および漁業信用基金協会業務方法書(例)(以下「業務方法書例」という。)ならびにこれらの運用に関し 所要の改正をすることとしたが、その改正の趣旨、内容等および漁業近代化資金融通制度に係る保証の取扱いについては、おおむね下記のとおりであるので、十分留意のうえ定款および業務方法書の改正その他業務の適正な運営に遺憾のないようにされたい。

記

第1 定款例関係

定款例付属書漁業信用基金協会役員選挙規程(以下「規程」という。)第17条第3項を別紙1のとおり改正し、当選または委嘱の通知があった後、当選者または委嘱された者が辞退することができる期間を10日から5日に短縮することとした。

これは、規程第2条の規程によれば、役員選挙は任期満了の2か月前から1週間前までの間に行なうものとされており、さらに規程第17条第3項の規定によれば、当選者または委嘱された者の辞退届を当選または委嘱通知を発した日から10日以内に出すことができることとしているので、第2条と第17条との関連において最長3日間の空白期間が生ずることがあるため、これを是正したものである。

第2 業務方法書例関係

1 組合に係る金融機関指定基準の臨時措置(業務方法書例第1条関係)

漁業協同組合および水産加工業協同組合(以下「組合」という。)に係る金融機関指定基準(昭和39年5月19日付け39水漁第3250号水産庁長官通達記の第2の1)の規定にかかわらず、今後3年間次の要件のすべてを充たす組合を金融機関として指定できることとする。

ア 自己資本の額、余裕金の運用および信用事業の運営が水産業協同組合財務処理基準令に合致するかまたはこれに準ずるものであること。

イ 信用事業に関する専任役職員がいること。

ウ、債権管理能力を十分有すると認められること。

従来は、組合が金融機関となり得る基準を組合の信用事業の分量、組合員の氷揚高、専任役員数および財務状況により示し、この基準に合致する組合のうち漁業信用基金協会（以下「協会」という。）の指定するものを金融機関として認めることとしていたが、今回創設された漁業近代化資金融通制度においては、貸付事業を行なっている組合はすべて融資機関となることができることとされているので、指定基準に合致しない組合については、両制度の取扱い上の不一致が生ずることとなる。そこで中小漁業融資保証制度と漁業近代化資金融通制度との運用上の接近を図るため、臨時措置として、この指定基準を債権管理能力に関する事項に限定することとしたものである。

なお、アの「これに準ずるものであること」の認定に当たっては、道府県漁業協同組合連合会および信用漁業協同組合連合会等関係機関の意見を聴取したうえ、水産庁および大蔵省銀行局に事前協議することとされたい。

2 組合出資の共同利用の保証限度の引上げ（業務方法書例第3条関係）

組合の出資金に係る共同利用の保証限度額の承諾基準を別紙2のとおり改め、その最高限度を現行の100万円から200万円まで引き上げることとする。

これは沿岸漁船の大型化、養殖業の経営規模の拡大、さらに船価、資材費等の値上りにかんがみ、中小漁業融資保証制度の利用を容易にすることを意図し、昭和43年5月2日付け43-49水産庁漁政部長名で、その限度額の最高限度を100万円まで引き上げたものであるが、なお沿岸漁業者が必要とする資金量には不足するものであり、かつ、漁業近代化資金融通制度が創設されたこともあり、このたび零細漁業者の需要に一層即応させるよう改正を行なったものである。

3 保証倍率について（業務方法書例第3条関係）

この制度の利用の促進を図ることにより、中小漁業の振興に一層資するとともに、とくに零細な沿岸漁業者等への融資の円滑化を図るため、被保証人に係る保証限度は、昭和42年3月31日付け42水漁第1275号水産庁長官通達にそって適用するよう配慮されたい。

4. 保証期間の伸長（業務方法書例第6条関係）

協会が行なう保証に係る保証期間については、別紙3のとおり業務方法書例第6条を改正し、運転資金のうち真珠養殖業および真珠母貝養殖業に係るものの保証期間の特認の最高限度を3年に引き上げるとともに、漁業近代化資金の貸付期間には現行の保証期間の限度8年を上回るものがあるので、この貸付期間と合致させることとする。

これは、最近の真珠生産の中心が中珠ないし大珠に移行してきており、これに伴って生産期間も長期化してきたため、現在の借入期間の2年が実態に即応しないものとなってきたことによるものである。

一方、漁業近代化資金の貸付期間については、その最長期間が20年となるものもあるので、特別の取扱いをすることとしたものである。

第3 漁業近代化資金融通制度に係る保証の取扱いについて

漁業近代化資金に係る保証の取扱いは、他の漁業資金と同様必要に応じて保証を付すこととなるが、漁業近代化資金の融資対象者は信用力の低い中小漁業者および沿岸漁業者であるので、これら漁業者に対する融資の円滑化と当該資金の原資となる漁協系統資金の保全を図るために中小漁業融資保証制度が十分活用されるようにされたい。

（別紙 1）

○ 漁業信用基金協会役員選挙規程の変更

漁業信用基金協会の定款（例）付属書漁業信用基金協会役員選挙規程の一部を次

のように変更する。

第17条第3項中「10日以内」を「5日以内」に改める。

(別紙 2)

○ 組合出資金の共同利用に係る保証限度額の承認基準

漁業信用基金協会業務方法書(例)第3条第1項の組合出資金の共同利用に係る保証限度額については、下記の金額の範囲内において当該漁業信用基金協会(以下「協会」という。)における共同利用に係る保証その他の実情に応じて定めるものとする。

記

次の算式により得た額とする。ただし、その額が200万円をこえるものは200万円とし、端数は切り上げ5万円単位の金額とする。

$$\text{算式} = 50 \text{万円} + 50 \text{万円} \times \left(\frac{\text{協会の公共出資増加率}}{\text{出資増加率}} \right) \times (\text{一定の倍率})$$

注、①

$$\text{協会の公共出資増加率} = \frac{\text{改定時(公共出資額+組合出資額)} - \text{38年度末(公共出資額+組合出資額)}}{\text{38年度末(公共出資額+組合出資額)}}$$

② 一定の倍率は、第2表判定表の総合判定により定まる協会の判定に対応する第1表の判定区分の欄に応じ、同表の倍率の欄に掲げる率とする。

第1表

判 定 区 分	倍 率
1.総合判定がA、Bである協会	5 倍
2.総合判定がCである協会	4 倍
3.総合判定がDであって判定④がe以外の協会	3 倍
4.総合判定がDであって判定④がeの協会および 総合判定がEである協会	2 倍